

# 学校運営協議会の設置に関する評価票

資料 3-2

(設置校自己評価)

目黒区立 田道小学校長

## 1 設置校についての成果と課題・改善策

### (1) 設置の目的(要綱第2条第2項関係)

#### < 成果 >

学校の経営方針の基本的な考え方を共に考えることで、保護者や地域住民からなる委員の参画意識を高めることができた。また、学校の教育活動への理解を深め、多様な意見もいただけるようになった。

田道のまちの人たちの願いを把握するため、保護者・地域・児童・教員へアンケート調査を実施した。その結果、東日本大震災の被災地の人たちの生きる姿と同様な「思いやる心のある人」「最後まであきらめない人」「人とのつながりを大切にする人」という、田道共育目標を制定することができた。地域住民へも周知し、少しずつではあるが、認識をもっていただけいている。つまり、田道のまちの人たちで目指す人間像のイメージを共有化することができた。

委員の方に学校公開日に来ていただいたり、校長からの状況説明をしたりすることにより、学校が行う教育活動を十分に理解してもらうことができ、内容面でも把握してもらえるようになった。学校の教員だけでは実現できないような教育活動を支援したいという思いの下、音楽の授業で、琴の専門家の授業を開催したり、本校の卒業生の方から、学校のシンボルであるイチヨウの木の歴史的な話をしてもらったりする教育活動の企画・調整(実施は教員が主体)をすることができた。

#### < 課題 >

学校と地域との連携体制・活動は深まってきているが、地域の行事に参加する児童が固定的になってしまい、より多くの子どもが参加するまでには至っていない。しかし、学校の教職員が行事に参加することは多くなってきている。

学校の教育活動への支援が始まったばかりで、各学年まで広がっておらず、まだ十分ではない。より多様な教育活動への展開していくことが課題である。

保護者や地域住民にとって、権限や責任という意識をもつことはとても敷居が高く、容易ではない。もっと気楽に学校を応援するという意識のほうがやりやすい。もっと気軽に参画できる体制づくりが課題である。

#### < 改善策 >

学校運営協議会の責務をより明確にし、保護者や区民が参画しやすい制度設計をしていく必要がある。

田道共育目標を一層周知し、学校の教育活動を支援していくための組織づくりをしていく。各委員の意識を高めるための研修を実施する。

## (2) 校長の情報提供等(要綱第5条関係)

日々の授業はもちろんのこと、子どもたちの生活の様子、学習の状況について、各回に情報提供してきた。また、委員から意見もいただき、今後の改善の方向性を得ることができた。

学校行事など、各委員に参観の機会を設け、教育活動を把握してもらった。特に教員との協議する時間を設定し、教員の生の声を聞いてもらった。

月に1回の会合の中で、口頭での情報提供では、十分伝わらないこともあるので、よりビジュアル的な情報提供、特に写真やビデオを交えてできるようにすることが今後の課題である。

教育活動の状況のみを報告することが多く、その活動のねらい、教員の努力等を説明することで、より各委員の理解を深めることとなる。

機械的な情報提供ではなく、より議論できるよう、各委員の意見がいただけるような進捗をする。

## 2 学校運営協議会についての成果と課題・改善策

### (1) 基本的な方針の承認等(規則第8条関係)

学校の基本方針の承認は、各委員から十分な理解を得られ、ほぼ校長の方針どおりで承認していただいた。今後も、日々の教育活動の情報提供を続けることが、学校への信頼と理解を得られることとなる。

予算面での協議は、学校個別の予算がもらえるものではないことから、形骸化している。学校の独自性を予算面・人事面共に強化する。

### (2) 運営及び教職員の任用に関する意見の申し出(規則第9条関係)

協議会の進行は、会長が進めているが、実際は校長の説明がほとんどである。より各委員が主体的な協議となるよう、意見交換にとどまらず、新たな教育活動を考えるなどの課題設定・意識を高める必要がある。

教職員の任用は、教員の人事情報がない中では、校長の意見をそのまま反映するしかない。

### (3) 意見等の把握及び情報の提供(規則第11条・要綱第6条関係)

校長からの情報提供及び課題提示に対して、各委員とも誠実に意見・協議をすることができた。また、協議会の活動報告も情報誌で地域・保護者へ周知することができた。

学校評価の結果をまとめ、各委員から本校の課題について意見をいただき、次年度の教育課程編成に向け参考とすることができた。

## 3 教育委員会の支援についての成果と課題・改善策

### (1) 教育委員会の支援(要綱第7条関係)

区として、学校運営協議会が目指すべき方向性を示し、校長を補佐し、会議の調整をもつとしてほしかった。単に同席するだけでなく、助言をするのが設置者の役割である。委員の主体性を引き出すためには、より具体的な方針の下の研修を実施する必要性を強く感じた。また、学校が企画した活動ができる予算の裏づけも大きな支援となる。